

令和3年度 大津市立小松小学校いじめ防止基本方針

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長することが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、学校教育目標に『風に乗り 風に向かい 風を起こす 子どもの育成』を掲げ、“かしこい頭とやわらかい心を持つ子”を、めざす子どもの姿として、

- ・正しい判断をし、自ら行動できる。
- ・知識及び技能を社会の中で生かす。
- ・思考力・判断力・表現力により未知の状況にも対応できる。
- ・困難に立ち向かい、しなやかに力強く生きる。

の4点に重点を置き、学び合える学校、支え合える学校、覇気のある学校づくりに取り組んでいるところです。その取組の中でも特にいじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、小松学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」この基本理念に則り、小松小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以下に示す取組を進めます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	・学級でつくる日めくりカレンダー『なかよし行動せんげん』を回収し、校内に掲示をしたり、給食時間中に校内放送で紹介をすることによって、いじめの根絶を目指す。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・“いじめに関するアンケート”をもとに、各学級でいじめに関する学級指導を行った後、各学級のいじめ撲滅の日めくりカレンダー『なかよし行動せんげん』を作成する。さらに、それらをもとに今年度の小松小児童会の活動方針を作成する。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の「生命尊重」に係る学習や『いのち』の重要性に触れることのできる教材を用いた学習を通して、さまざまな『いのち』との関わりを実感させ、思いやりのある子どもを育てる。 ・ 年1回、全学級で命の尊さに関する道徳授業を実施する。(全校一斉道徳参観予定)
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間に『なかま』や『友だち』に関する授業を行ったり、各学級の実態に合わせて仲間作りイベントを行ったりする。それらを通して、集団の中で多様な個性が輝き合い、お互いの存在を尊重しながら、信頼で結ばれた成長し合う関係づくりをめざす。 ・ 12月に『心あったか小松っ子の日』を設定する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関するアンケートをもとに、学級の実態に合わせて、『いじめの構図』や『いじめの心理』『いじめ撲滅』などの学級指導をする。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題及び人権教育等などに関するゲストティーチャーを招いて、授業や講演を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全教科にわたり、可能な限り少人数グループを使った学習を実施する。 ・ 道徳性を育む環境づくり、係活動、みんな遊び等、子どもの自主的な活動を推進する。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月に、『いのち』の重要性に触れることのできる教材を用いて学習する。 ・ 10月に、『なかま』『友だち』に関する授業を行い、各学級で仲間づくりに積極的に取り組む。また、各委員会活動で、“いじめ撲滅運動”を計画し、10月中に実施する。 ・ 12月に『心あったか小松っ子の日』を設定する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の状況が回復次第、異学年たてわり集団によるたてわり清掃やたてわり遊びの実施を検討する。 ・ 舞子浜ハイクを実施する。 ・ 運動会で2学年による縦割りの団体演技を実施する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等の中で、情報モラル教育を推進する。また、他のいじめと同様に、スマートフォンや通信機能付きゲーム機を用いた「ネット上のいじめ」も決して許さない態度を育てる。

		・ ネット上のいじめについて、学校からのお便りなどで保護者に、始業式・終業式、校内放送などで児童に啓発を図る。
--	--	---

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	・ 8月に自殺予防教育、人権学習等に関する校内研修会を実施する。 ・ いじめ問題に対応する際の教員の連携・連絡体制を明確にし、早期対応、複数対応を徹底する。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	・ 年度当初に、子どもや保護者、地域関係者に、授業や懇談会、学校運営協議会などを通して、わかりやすく説明し、学校のホームページに小松小学校いじめ防止基本方針を公表する。 ・ いじめ事案の相談や対応を担当する存在として、子ども支援コーディネーターの周知を図る。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	・ 「いじめ防止対策の充実に向けて」を利用しながら、いじめの定義、いじめの問題への対応について周知徹底する。いじめ事案が発生したときには、子ども支援コーディネーターを中心に組織で解決に当たっていく。

(4) その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 12月に「心あったか小松っ子の日」を設定する。 ・ コミュニティ・スクールを活用し、地域全体でいじめをなくす風土を育てる。
・ 新型コロナウイルス感染症の状況が収束次第、異学年たてわり集団によるたてわり清掃やたてわり遊びの実施を検討する。

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず、積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握

するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものである。児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・いじめに関するアンケート調査を年間3回程度実施する。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・週1回、職員の共通理解を図るため、情報交換の場として「定期いじめ対策会議」を開く。 ・子ども支援コーディネーターを中心に、複数の目で子どもの状況や様子を把握する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・朝の会の時間帯に、全クラスへ巡回・見回りを実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・全校児童を対象とした教育相談週間を6月と11月に実施する。 ・月2回程度、スクールカウンセラーによる教育相談を行う。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・日頃から連絡帳のやりとり、電話連絡、家庭訪問などを通して、子どもの気になる様子や頑張っている姿などの情報交換を実施し、家庭との連携を図る。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	・子ども達が、ネット上のいじめの被害を受けていないか、また、被害を与えるような書き込みなどをしていないかなど、保護者からの情報を得ながら、学校と情報を共有し連携しながら対応に努める。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・週1回、職員の共通理解を図るため、「定期いじめ対策委員会」で情報交換の場を持つ。 ・いじめ問題が発生したとき、「緊急いじめ対策委員会」を随時持つ。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・週1回の定期いじめ対策委員会で情報共有を図る。 ・小規模校の良さを活かし、普段から職員室で情報共有を図る。

		・保・幼・小・中学校連絡会議を必要に応じて開き、情報共有を図る。
--	--	----------------------------------

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
・10月～11月に4年生以上の児童を対象に行う教育相談アンケートでは、担任だけでなく、全ての教員やスクールカウンセラーを含めた全校体制で、子どもの意向に沿った教育相談を行う。

※いじめのサイン

- *表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態である。視線を合わせるのを嫌う 等。
- *服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている 等。
- *身体：顔や身体に傷やあざができています。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い 等。
- *行動：ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りさせられる。プロレスの技を仕掛けられる 等。
- *持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている 等。
- *周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる 等。
- *保護者からの連絡（連絡帳・電話など）で次のようなことがあった場合は、ただちに子ども支援コーディネーターまで知らせるようにします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①行き渋り ②友だちとの関係（いやなことを言われる・たたかれるなど） ③物品の紛失 ④持ち物や机などへの落書き ⑤その他、先生方ご自身が「これはおかしい」と感じられたこと |
|---|

★連絡帳や手紙の場合は、コピーを添えて知らせる。

③いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて、心理、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・週1回及び緊急時に開催する。(被害者もしくはいじめの情報を伝えたり、相談に来た児童から話を聴いたりする場合は、他の児童の目に留意し、場所・時間等について十分配慮する。)
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・いじめを受けた児童・保護者に対する支援を行う。また、必要に応じスクールカウンセラー等の専門家と連携して支援する。 ・いじめを行った児童への指導、その保護者への助言を継続的に行う。また、学校での指導だけでなく、必要に応じて関係機関等と連携を図り、指導する。
c	ネット上のいじめへの対応	・ネット上のいじめを確認した場合、被害・禍害の背景や事情について考慮し、被害・加害の保護者とともに、連携しながら対応を進める。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・重大ないじめ事案が発生したときなど、子どもにアンケート調査を実施する必要があると認められる場合には、迅速にアンケート調査を実施し、速やかに個別懇談を実施するなど、いじめ事案の事実確認を含め、実態の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・いじめ事案が発生したときは、保護者に事実確認できたことや指導方針、内容、また今後の支援等について、家庭訪問を基本として適時適切に保護者に伝える。いじめの事象が見られなくなった後も、保護者と定期的に連絡をとり連携を図る。

(2) その他(学校独自の取組)

取組目標
・聞き取りを行うとき、言葉だけでは状況が伝わりにくい児童に対して状況を文字や図に視覚化して表し伝える工夫を行う。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止対策推進法第 22 条に規定される組織として個別のいじめ事案の対応等を協議する「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめの防止等の取り組みの年間計画を作成します。
- イ) いじめの防止等の取り組みについて、すべての教職員間で共通理解を図ります。
- ウ) いじめの防止等の取り組みの実施、進捗状況の確認を行います。
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行います。
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行います。
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行います。
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行います。
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行います。
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。

②構成員

いじめ対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任(生徒指導主任兼子ども支援コーディネーター)、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年部代表、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。

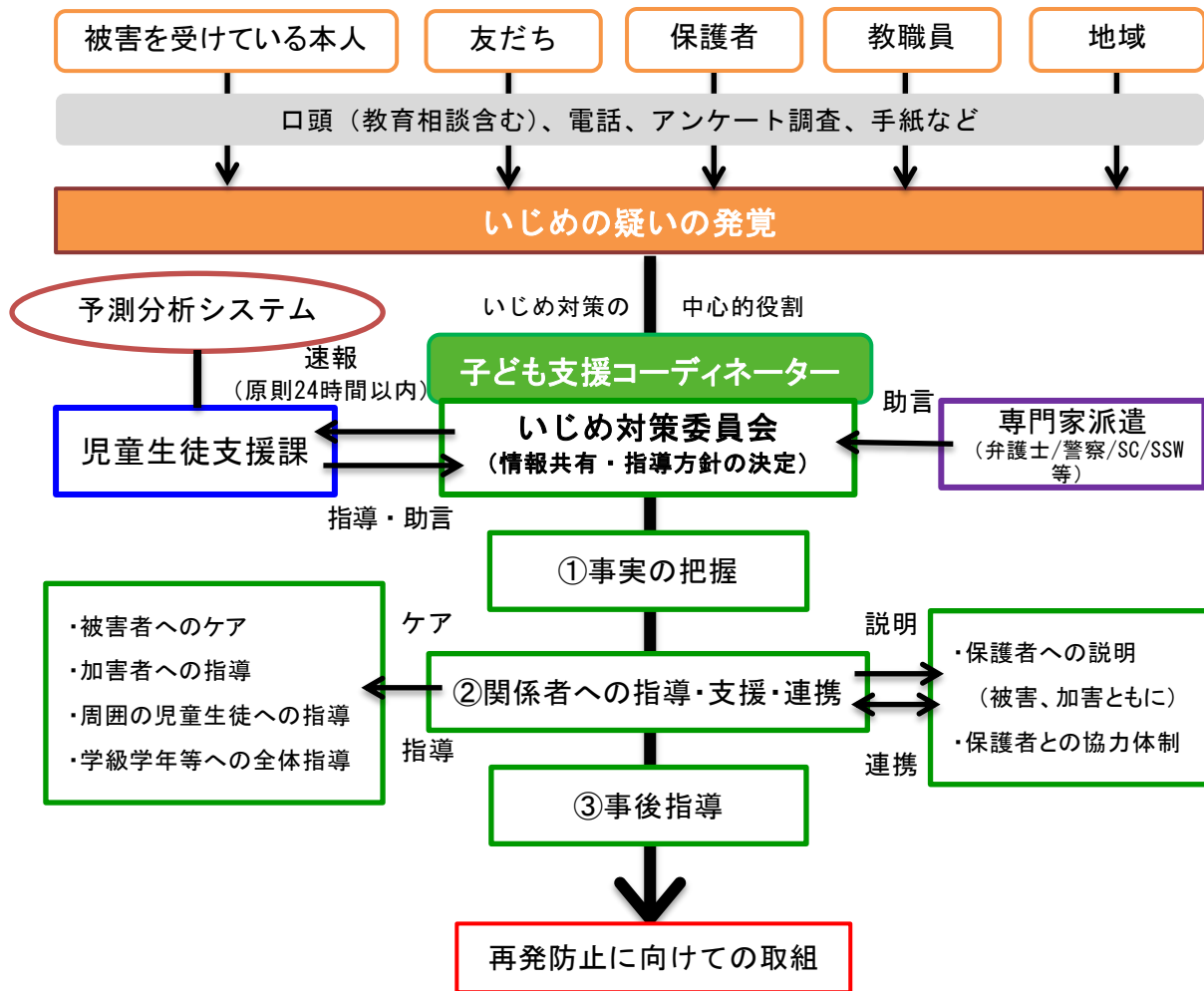
また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加を得ます。

③関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取り組みの実施に当たっては、生徒指導部会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

さらに、学校がいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議する「拡大いじめ対策委員会」を、学校協力者会議と兼ねて実施します。構成員は、校長、教頭、教務主任(生徒指導主任兼子ども支援コーディネーター)の他、自治連合会会長、P T A 会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としてします。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

①基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取り組みがいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取り組み内容や方法の見直しを検討します。このような取り組みを通して、策定した学校基本方針や年間計画をP D C Aサイクルに基づき、毎年度見直します。

②基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、年度当初に子どもや保護者、地域関係者に、授業や懇談会、学校協力者会議などを通じて、わかりやすく説明します。また、市及び本校のホームページで小松小学校いじめ防止基本方針を公表するとともに、保護者や地域関係者に対しても、学校通信などを通じて周知を図ります。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	いじめ防止基本方針(案)策定<①・②・③・④> (家庭訪問<②>)	
5	『なかよし行動せんげん』の作成及び児童会活動方針の決定<①・②・③>	・児童会を中心にした取り組みの実施
6	いじめ防止啓発月間<①・④> 第1回教育相談週間<②・③> 第1回いじめに関するアンケート<①・②・③> 学校運営協議会(拡大いじめ対策委員会)<④>	・道徳による『いのちの学習』
7	保護者懇談会<④>	
8	いじめ問題に関する校内研修会<①・②・③・④> いじめ問題に関する校区研修会<①・②・③・④>	・自殺予防教育や人権教育等に関連した研修
9		
10	いじめ防止啓発月間<①・④> 教育相談週間に向けたアンケート 第2回いじめに関するアンケート<①・②・③>	・道徳による「なかま」の学習 ・委員会活動を中心にした取り組みの実施
11	第2回教育相談週間<②・③>	
12	心あったか小松っこの日<①・②・③> 2学期末学校評価アンケート<①・②・③・④> 保護者懇談会<④>	
1		
2	第3回いじめに関するアンケート<①・②・③> 第2回学校協力者会議(拡大いじめ対策委員会)<④>	
3	第1回小松の子を語る会<①・②・③>	
年間を通じて	朝のあいさつ運動、下駄箱チェック<①・②> いじめ防止対策委員会<①・②・③>	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④